

□□□-□□□□

住 所 _____

氏 名 _____ 様

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
税務署長 _____ 印

承認
現物出資に係る事業用資産についての 贈与税 相続税 額の差額免除申請に対する 却下 通知書 (通知用)
一部却下

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付で提出があった

租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第12項
租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第13項
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の6第13項
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の6第14項

承認
の規定に基づく申請を 却下 します。
一部却下

- 1 承継会社の名称 _____
- 2 猶予中の 贈与税 相続税 の額 _____ 円
- 3 申請があった再計算した納税猶予分の猶予中 贈与税 相続税 額 _____ 円
- 4 申請があった剰余金の配当等の額 _____ 円
- 5 申請があった差額免除 贈与税 相続税 額 _____ 円
- 6 免除した 贈与税 相続税 の額 _____ 円
- 7 却下した差額免除 贈与税 相続税 の額 _____ 円
ほか利子税の額 _____ 円
- 8 却下した税額の納付期限 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 9 却下した理由

- 10 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 _____ 円

(上記のうち 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第13項
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の6第14項

の規定により猶予中 贈与税 相続税 額とされる金額 _____ 円)

上記7の却下した差額免除 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、上記8の納付期限までに 急 同封の納付書に
より日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。)) 又は当税務署へ納付して
ください。

なお、上記8の納付期限までに納付しなかった場合には、上記7の却下した税額に、上記8の納付期
限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付し
てください。